

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		とちぎ蔵の街観光館占有使用許可
根拠法令等及び条項		とちぎ蔵の街観光館条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	とちぎ蔵の街観光館条例第7条
	参考事項	とちぎ蔵の街観光館条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎ蔵の街観光館条例抜粋 (占有使用許可)</p> <p>第7条 観光館の施設の一部を売店又は食堂として占有して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、観光館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>	